日 本 の 点 字

第 42 号

目 次

点字と私 … 大澤 剛 …	1
『日本点字表記法』改訂版(案)における主な変更点	3
レポート 教科書点訳とUEB 福井 哲也 …	16
ベトナムの点字と視覚障害者について グエン・ティー・スイェン …	24
日本点字委員会第53回総会並びに研究協議会報告	27
数学・理科・情報処理用点字記号専門委員会の設置について	29
日本点字委員会会則	31
編集後記	35

2018年2月

日本点字委員会

点字と私

日本点字委員会委員 三重県視覚障害者支援センター 大澤 剛

私は未熟児網膜症のため、生まれて半年で失明しました。そのため、幼稚園から高校までを盲学校で過ごしました。

私が初めて点字に出会ったのは、6歳の小学1年のときでした。六つの小さな点の 組み合わせで、仮名を初めとする数字・英語などを表すことができることを知り、「点 字ってすごい!」と感動したことが、今も鮮やかに脳裏によみがえってきます。当時 を思い起こすとき、点字を書けるようになるまでは、さほど時間はかからなかったよ うに思います。しかし、点字を健常者が墨字を読むような速度で読めるようになるま でには、1年以上かかったように思います。その後、学年が進むたびに数学記号やア ルファベット、2級英語など、多くの文字や点字の規則を学んでいきました。

一方、日本語を点字で書くとき、どうしても避けて通れないのが分かち書き。いまでこそ分かち書きを行うためのルールを説明することはできますが、学生時代の私なら説明することはできなかったと思います。

分かち書きについて忘れられない出来事があります。それは1990年に点字表記が改訂され、導入された「拍数の原則」です。いまでこそこの考え方は定着しているように思いますが、当時の私には、なじみがたいものでした。「アイスクリーム」「グレープフルーツ」など、一つの言葉をなぜ句切るのかよく分かりませんでした。高校3年だった私は、そのもやもやした気持ちを、国語の授業を担当していた先生にぶつけてみました。先生は晴眼者でしたが、かみ砕くようにその考え方を説明してくださいました。私は初めて分かち書きには細かな規則があることを知ったのです。そしてこの出来事がきっかけとなり、私は日本の点字について調べ始めました。いろいろ調べていくうちに、日本語の点字の考案者の歴史や日本点字委員会の存在などを知ることができました。その後も気になることがあったときに、点字について調べてきました。

さて、現在私は三重県視覚障害者支援センターで、点訳ボランティアの養成など、 点字に関わる仕事に従事しています。私自身は、点字に関わる仕事をしているから、 現在の分かち書きなどその理由も含めて説明できますが、実際に点字を使用している

一般の視覚障害者に、どの程度理解されているでしょうか?

私の職場には、多くの利用者から点字で手紙が届きます。また、点字について利用されている方と話すこともあります。そのような中、最近つくづく感じることは、「当事者が、点字の正しい規則や最新の情報を知らない」ということです。一方、自分の学生時代を思い出してみると、私も分かち書きを含む点字の書き方について、さほど関心を払ってこなかったなとも思います。

日本点字委員会は、正しい点字を普及することも活動の一部だと思います。点字表記が変わろうとしている現在、視覚障害当事者が最新の点字事情について学習できる方法を考えていく必要があると思います。

点字は、視覚障害者のための文字であり、大切な文化です。「点字離れ」が叫ばれる昨今ですが、まずは私を含めた当事者が点字について積極的にPRすることからはじめて行くことが、点字について関心を広げる第1歩になるのかもしれませんね。

『日本点字表記法』改訂版(案)における主な変更点

本稿は、現行『日本点字表記法 2001年版』 2 章 ~ 5 章 と、『日本点字表記法』改訂版(案)との主な変更点である。

全体について

『日本点字表記法』全体についての見直しを行った。

構成は、第1章…、第1節…、1. …の形を取り、その下にさらに項目を設ける必要のある場合には、(1)…、(r)…を用いた。

第1章~第7章の章立ては、現行を踏襲し、一部名称を変更した。内容も必要に応じて章間の入れ替えを行った。

1. …の各項目のはじめにも、見出しを付けた。その他、各項目の用例に追加・変更を行った。

第2章 語の書き表し方

【前文】

全体の趣旨を損なわない形で、平易な表現、理解を容易にする表現に改めた。また、「現代仮名遣い」や「外来語の表記」について、内閣告示であることと、年次を記した。

【第1節 基本的な仮名遣い】

- 1. 現行では「1. 直音」の次に「2. 助詞『を、は、へ』」「3. 動詞『いう』」が続けられているが、提示順を、「1. 直音」「2. 拗音」「3. 撥音」「4. 促音」「5. 6. 長音」のように、「現代仮名遣い」と同様に、まず音ごとの表記の仕方を挙げることに変更した。
- 2.「6. ウ列・オ列の長音」の項に、以下の文を追加した。 助動詞の「う」、ウ音便にも長音符を用いる。
- 3. 「7. 『オ』を添えるオ列の長音」の項に、以下の文を追加した。 【備考】これらは、歴史的仮名遣いでオ列の仮名に「ほ」または「を」が続くも のである。

4. 現行では「同音の連呼」「2語の連濁」と別項目であるものを、「10. 同音の連呼を2語の連合による『ヂ』『ヅ』」と一つの項に統合し、「(1)連呼」「(2)連合」とし、用例を精選した。

【第2節 その他の仮名遣い】

- 1. 前文については、全体の趣旨を損なわない形で部分的に表現を改めた。
- 2. 現行では「外来語などで国語化の程度の高い語」「外来語などで国語化の程度の それほど高くない語」「外来語などで特に原音に近く書き表す必要のある語」と、 別項目になっているものを、「1. 外来語や外国語、または外国の地名や人名の仮 名表記」にまとめ、「外来語の表記」(1991年内閣告示)に準じた項目立てとした。
- 3. 現行では「方言など」の【注意】において説明されている小文字符に関する記述 を、「5. 小文字符の用途」として新設し、表現を改めた。

【第3節 数字やアルファベットなどを用いた語の書き表し方】

1. 前文の4段落目を次のように変更した。

アルファベットは、文字として書き表す場合には外字符を前置する。これは、 英語などの基本であるアクセント符を付けないラテンアルファベット26文字に限 って行われるものである。語句や文を書き表すときには、外国語引用符でその前 後ろを囲むことが原則となっている。

- 2. 提示順を整理した。
- 3.「1. ひとまとまりの数」の位取り点に関する【注意】の後段、現行は「一般文章中でも必要な場合には、6桁まで位取り点を添えて数字で書き表してもよい」となっているところの「6桁まで」を削除した。
- 4.「3.およその数など」の項を新設し、「(1)数字を重ねるおよその数」(用例:二、三)、と「(2)「数、何、幾」などで表すおよその数」(用例:数万人)に整理した。

なお、(2)に次の文を入れた。

およその数を「数千」「何百」「幾十」などと表す場合、「数、何、幾」などの後 ろの位を仮名で書き表すが、十の位は数字を用いてもよい。「数、何、幾」などで 表す位に上の位がある場合には、その位を仮名で書き表し、後ろを一マスあける。 ただし、「数、何、幾」で表す位が一の位の場合は、その上の位を数字で書き表し、 4桁まではひと続きに書き表す。

- 5.「4.二つ以上の数字が連なる語」の項を新設し、次の説明を入れた。 二つ以上の数字が連なる語は、数字を重ねて続けて書き表す。用例:七五三。
- 6. 「7. 和語で読む数の書き表し方」の【注意】の表現を、次のように変更した。 和語で発音されるものであっても、漢字音の並びに入っているものは数字で書き 表す。用例:三、四日。
- 7. 「9. 文字や略称を書き表すアルファベット」の(1)【注意 2】に、「複数を表す s など、大文字列の最後の一文字だけが小文字であるときは、あらためて外字符を前置して書き表してもよい」旨の規則を新設し、「NIEs」を用例として挙げた。また、現行【注意 4】にあるスラッシュに関する記述は、第4章第1節8. に移動し、規則を拡充した。
 - 【備考】として、「外字符の有効な範囲は、英語などの基本となっているラテンアルファベット26文字(アクセント符の付いたアルファベットを除く)、大文字符・二重大文字符、ピリオド、スラッシュである。」旨記した。
- 8. 現行「12. アルファベットで始まる単位」は、第4章第8節2. に移動した。
- 9.「12. ローマ数字」の項に、【注意】として「簡略にアラビア数字を用いて書き表してもよい」旨を追加し、「Ⅱ種試験」を「2種試験」、「第Ⅲ章」を「第8章」と表記する用例を示した。
- 10.「13. 語句や文を書き表すアルファベット」において、「語句や文を書き表すアルファベットを日本語文中に書く場合には、原則としてその前後ろを外国語引用符で囲む。」とし、「【注意 2 】外国語の語句などを表すアルファベットでも、外字符を前置して書き表してもよい。」を入れた。
- 11.「14. ホームページやEメールのアドレスなど」の内容を簡略化し、(第4章第7節参照)として、詳しい内容を第4章に移した。

第3章 語の区切り目の分かち書きと自立語や固有名詞内部の切れ続き

【全体について】

1.「自立可能な成分」は、「独立性の強い意味のまとまり」という表現に変更した。

- 2.「副次的な意味の成分」は、「独立性の弱い要素」という表現に変更した。
- 3.「造語要素」という用語は、わかりにくいので、使用を避けた。
- 4.「意味の理解を損なう」という表現は、他のところであまり見かけることがない ので、「意味の理解を妨げる」(盲学校中学部教科書編集資料より)に変更した。
- 5. 分かち書き・切れ続きの規則は、「書き表す」の言い切りの表現の他に、「書き表すことを原則とする」(例外があることを意識した表現)、「書き表してもよい」 (許容を認める表現)の3種類を用い、従来使用されてきた「・・・できる」は用いなかった。

【前文】

わかりやすい表現に心がけた。

【第1節 文の単位と分かち書き】

- 1. 用例の整理を行った。
 - (1) 自立語の所には自立語のみの用例とした。(副詞・形容動詞・間投詞などの用例を追加した)
 - (2) 「2. 助詞」「3. 助動詞」の所では、数字・アルファベット・読点などの後 ろに助詞・助動詞が来る用例を追加した。
- 2. 「4. 形式名詞」の用例のうち、次のものは表記を変更した。「言わん□こっちゃ□ないよ」「もう□ちょっとん□とこじゃ」。
- 3. 「5. 補助用言」の用例に「書いて□ない」を追加するとともに、「6. 音韻変化」の(3)【注意】に《「てない」「でない」の「ない」が「いない」の「い」の省略と考えられる場合には続けて書き表してもよい》規則を残し、用例として「誰も□住んでない□家」を入れて、両論併記とした。
- 4. 音韻変化と省略形については、「6. 音韻変化や省略形」としてまとめて記述した。「ぼくんち」など助詞の音韻変化の用例などの新設や差し替えを行った。

【第2節 自立語内部の切れ続き】

1. 前文3段落目の下記部分を削除した。 また、区切ってあるものを読みながらつないでいく方が、続いているものを、ど こで区切るのかと考えながら読むよりも、意味を正確に読み取ることができる。

- 2.「1. 区切ると意味の理解を妨げる短い複合語や略語」の用例を整理した。
- 3.「2.接頭語や接尾語など」の規則の中で、「連体詞的な関係」という表現がわかりにくいので削除し、用例を追加した。また、現行の2.の【注意2】の語頭の接頭語などが、マスあけを含む複合名詞全体にかかる場合の切れ続きについては、複合名詞の切れ続きを扱う改訂版3.の(1)の【注意1】に移動した。
- 4. 「3. 複合名詞の構成要素の意味のまとまりと切れ続き」とし、現行「3. 2拍以下の自立可能な意味の成分を含む複合名詞」と「4. 長い複合名詞」を一つの項目とした。(1)は3拍以上、(2)は2拍以下に着目した規則とし、用例等も見直した。語種や文字数の関係については、(2)の【注意】で取り扱った。

なお、「車椅子」の用例については、議論が分かれているので、続ける用例の他 に、区切って書き表す用例を追加した。

- 5.「漢字や仮名で書き表された単位の切れ続き」については、5.に位置づけた。
- 6.「7. サ変動詞など」の用例を整理した。
- 7. 「8. 連濁を生じた場合」に、【備考】として「外来語などで、接続部分が音韻変化しているものは続けて書き表す。[例] ラインナップ アマチュアリズム」を入れた。

【第3節 固有名詞内部の切れ続き】

- 1.「2. 人名の後ろに敬称・官位などが続く場合」および「5. 組織または団体名・ 政党名・会社名・建造物名など」においては、(1)で3拍以上の独立性の強い意味 のまとまりで区切るものと、2拍以下の意味のまとまりで続けるものを取り上げ、 (2)で2拍以下であっても独立性が強く区切るものを取り上げた。
- 2. 「4. 地名および地名を含む複合名詞など」では、(1)で段階毎に区切って書き表すことを述べた後に、(2)では一つの地名の段階の内部に、3拍以上の独立性の強い意味のまとまりが二つ以上あって区切るものと、2拍以下の意味のまとまりで続けるものを取り上げ、(3)では2拍以下であっても独立性が強く区切るものを取り上げた。

第4章 文の構成と表記符号の用法

【前文】

- 1.2段落目前半の墨字の句読法の歴史に関する記述を第1節前文の2段落目に移動 し、墨字でも句読符を使わない場合があることを追加した。
- 2.3段落目(1)「語句の区切りでは、・・・目的と必要に応じて読点や中点を用いたり、 または一マスあけや二マスあけで表したりする」の「目的と必要に応じて」を削除 し、読点・中点の使用を標準の扱いとした。

【第1節 文や語句の区切りと句読符の用法】

- 1. 前文の点字の句読法について「1970年代には文末の区切りに句点・疑問符・感嘆符を、2000年代には読点・中点を用いることが標準となった」とした。
- 2. 句点・読点・中点について、使用する場合を標準として扱い、使用しない場合は 【注意】に位置づけた。句読法の記述を整理し、内容を詳しくした。
- 3.「7. 段階の区切りを表すマスあけ」を追加した。
- 4. 第2章第3節で【注意4】として扱われていたスラッシュを、新設の第4章第1 節「8. 対等関係・比などを表すスラッシュ」に移動した。(アルファベットと数 字、数字と数字の間でも使用できるようにした。ただし、分数線には用いない)
- 5. 第5章第1節1. (3)で取り上げられていた詩行符類を、句読符に準ずるものとして新設の第4章第1節「9. 詩行の終わりを表す詩行符類」とし、文中に詩を追い込んで引用するという用法を追加した。

【第2節 語句や文の引用・強調・説明などと囲みの符号の用法】

- 1. 第1カッコと同様、第1カギの優先の原則を追加した。また、第1カギ(第1カッコ)の内側に更にカッコ類(カギ類)や指示符類が用いられた内側であれば、第1カギ(第1カッコ)を再び使用してもよいこととした。その他一般的なカギ類・カッコ類の用法を追加した。
- 2.「点訳者挿入符」は、「点訳」に必要な補足を行なうもので「点訳をする人」の ためのものではないということから、名称を「点訳挿入符」と改めた。「5. 点訳 上の付加説明の点訳挿入符」(4. から移動)の【注意】を「その使用は必要最小

限度にとどめ」から「過剰にならないように気を配り」とした。

3. 棒線の囲み記号としての用法を、第3節6. から第2節「6. 補足説明の棒線」 に移動した。

【第3節 語句や文の関係・省略などと関係符号の用法】

- 1. 節のタイトルから「補足説明」の語を削除した。
- 2.「1. 複合語内部の接続を示すつなぎ符類」に、第1つなぎ符優先の原則、およびこれまで第3章第3節2.【注意2】で紹介されていた「オオタニケ」(太田家)等、誤解を避けるための用法を追加した。
- 3.「2. 数量などの範囲を示す波線」に、数量などの始めや終わりだけを書き表す場合は「カラ」「マデ」などの語を用いる原則を追加した。
- 4. 「3. 語句や文を対照させる矢印類・棒線」「4. 余韻や省略などを示す棒線・ 点線」において、矢印類・棒線・点線の増減に関する記述を削除した。棒線・点線 の用法を追加した。
- 5.「6.注の参照を促す文中注記符」に、隣り合う注記符は続けることを追加した。 【注意】を以下のように改めた。

注記があることをいち早く知らせる必要がある場合等では、文や語の直前に置いてもよい。

【第4節 特殊文字としての伏せ字とマーク類の用法】

- 1. 節のタイトルから「符号類の」の語を削除した。
- 2.「1. 伏せ字類」において、伏せ字は前の文字に続ける場合にはつなぎ符が必要だが、後ろへは、仮名に続ける場合にのみつなぎ符を用いることとした。伏せ字の 点字記号を伏せ字以外に用いてはならないことは【注意】とした。
- 3.「3.パーセント」については、仮名書きされているところには用いないという 【注意】を削除し、アルファベットと誤読される場合には仮名書きに代えるという 【注意】を加えた。
- 4. 「5. ナンバーマーク」の用例に、インターネット上で使われる「ハッシュタグ」 を追加した。

- 5. 「5. ナンバーマーク」「6. アステリスク」に、後ろに仮名を続ける場合には、 間に第1つなぎ符を挿入することを示した。
- 6. 「7. アットマーク」を新設した。

【第5節 表記符号間のマスあけ規則の優先順位など】

- 1. 点字仮名体系における他の体系の記号の扱いについては、記述内容が大幅に増えたため、本節から切り離し、第6節から第8節とした。
- 2. これに伴い、前文の第2段落以降は、内容を整理した上で、該当する節の前文に 移動した。
- 3.「1. 表記符号間のマスあけ規則の優先順位」において、第1順位の(1)に小見出し符類・詩行符類の前は続ける旨を追加した。
 - (2)から発音記号符に関することを削除した(発音記号については第1編では記述しないこととしたため)。
 - (3)の波線については、「範囲の初めと終わりを表す数や語句との間を続ける」と、やや詳しくした。
 - (4)として、「文中注記符は、それが指し示す語句や文との間を続ける」旨を追加した。
- 4. 「1. 表記符号間のマスあけ規則の優先順位」の最後に【注意】として、「文末の句点・疑問符・感嘆符の後に棒線、矢印類、カッコ類または点訳挿入符の開き符号が来るときは、文脈により一マスあけも選択できる」旨を追加した。
- 5.「2. 読点が他の符号と誤読されないための処理」において、第1カギ・ふたえカギ・第1カッコ・第2カッコ・二重カッコ・点訳挿入符の閉じ符号の前に来る読点は、現行では「省略することができる」となっているのを、「省略することを原則とする」に改めた。そして、その例外として、「他の文章からの引用部分の終わりに読点があり、それを省略すると文意が十分に伝わらないなどの事情がある場合には、読点を省略せずにそのまま書いてもよい」旨を追加した。

また、指示符類の閉じ符号の前に読点が来る場合の用例を追加した。

6.「3. 囲みの符号が誤読されないための処理」の(2)において、ふたえカギの内側 に第1カギが続く場合、現行では第1カギを第2カギに置き換える方法のみ示され ているが、これを「第1カギの代わりに第2カギを用いるなどの工夫をするか、ふたえカギの内側を一マスあける」と改めた。

(3)において、第1カギの外側に波線が接する場合、現行では第1カギを第2カギに置き換える方法のみ示されているが、これを「第1カギの代わりに第2カギを用いるなどの工夫をする」と改めた。

【第6節 日本語文中の外国語】

- 1. 現行第4章第5節「4. 点字仮名体系における外国語」の内容を、英語の教科書・ 試験問題等への統一英語点字(UEB)の導入を踏まえて、大幅に書き換えた。
- 2.「1.日本語文中の外国語」で規則の概要を述べ、「2.一般日本語文章中の英語」では、原則として UEB は用いず従前のアメリカ式英語表記 (EBAE) に準じた表記とすること、「3.英語の教科書・試験問題等」では、原則として UEB で表記することを示した。

【第7節 ホームページやEメールのアドレスなど】

- 1. 現行第4章第5節「7. 点字仮名体系における情報処理用点字記号」の内容を、ホームページやEメールのアドレスの書き方にしぼり、コンピュータの画面やプログラムの解説等の書き方には言及しないこととした。
- 2. 現行第 2編「IV. 情報処理用点字表記の解説」を見なくてもアドレスの書き方の基本が理解できるよう、「1. 文字と記号類」「2. 点字仮名体系との切り替えと行移し」「3. アドレス中の大文字」「4. アドレス中の数字」「5. アドレス中の日本語文字」の項に分け、順を追って解説した。

【第8節 点字仮名体系における数学記号・理科記号および点字楽譜】

- 1. 現行第4章第5節「5. 点字仮名体系における数学記号」「6. 点字仮名体系における理科記号」および「8. 点字仮名体系における点字楽譜」の内容に、現行第2章第3節「12. アルファベットで始まる単位」の内容を加え、再編成した。
- 2. 「1. 数学記号」で、【注意】として「一般書において、特に数学的な事柄を論じていない場合には、数学記号を適宜言葉に置き換えて書き表してもよい」旨を追加し、「1+1=2」を「 $1\square 9$ 2 2 と書き表す用例を挙げた。

- 3.「2.単位記号等」の(1)で、【注意】として「体積の単位のリットルの表記は、 小文字の1と大文字のLのいずれも認められている(墨字の大文字のLを、点字で は小文字の1と点訳することもできる)」旨を追加した。
- 4.「2. 単位記号等」の最後の【注意】で、単位カッコについては、専門書では用い一般書では用いないことがいずれも原則であり、例外がありうることを示唆する表現とした。
- 5. 現行第2章第3節12. 【注意2】で述べていた「漢字や仮名で書き表された単位はひと続きに書き表す」という規則は、一般書では一律にひと続きで書くことはしなくなったので、削除。かわりに第3章第2節「5. 漢字や仮名で書き表された単位」に、ひと続きに書く場合、マスあけする場合について詳述。
- 6.「3. 理科記号」では、ごく基本的な化学式の書き方について述べるにとどめ、 化学反応式に関する記述は削除した。
- 7. 「4. 点字楽譜」で、点字楽譜の根拠となる資料として、文部科学省『点字楽譜 の手引』を挙げた。
- 8.「4. 点字楽譜」において、楽譜の初めと終わりの書き表し方については、表記 の実態を踏まえつつ簡略な記述に留めるため、次のようにした。

点字楽譜を文中に行替えせずに挿入する場合は、点字楽譜の前置符号⑥・③を付け、その前を一マスあける。点字楽譜の終わりは一マスあけまたは二マスあけとする。

点字楽譜を行替えして書き表す場合は、⑥・③を前置したり前後を1行あけるなどして、楽譜の初めと終わりを明確にする。

現行第4章第5節8. の [例1] は、楽譜の終わりを⑤⑥・②③でなく一マスあけで表す書き方に変更、 [例3] は、より基礎的な記号だけで書き表せる日本古謡の「さくらさくら」の歌い出しの譜の用例に差し替えた。

第5章 書き方の形式と点訳のための配慮

【全体的なこと】

- 1. 現行の第4章第6節「文章の構成と行替え・行移し・箇条書きなどの書き表し方」 を第5章第1節に移した。したがって、現行の第5章第1節を第2節とし、第2節 以降も順にずらした。
- 2. 第4章第6節を加えたものの、第5章の見出しはほぼ現行のまま「書き方の形式と点訳のための配慮」とした。

【前文】

1. 第4章第6節を加えたため、「前章までに比べればその規則性は若干弱い。」としていたものを、「規則性の強い部分と、書き表し方に幅のある部分がある。」という表現に替えた。

【第1節 文章の構成と行替え・行移し・箇条書きなどの書き表し方】

- 1.「1. 行替え」の中に、【注意】として箇条書きについて記述した。(現行では、6. として扱っている。)
- 2. 「2. 行移し」の項は、(1)で基本的な考え方を記述し、(2)でマスあけ以外の箇所で行移しが許容される場合について、(P)~(t)の類型に分けて説明した。また、用例を全面的に見直した。
- 3. 現行の3. と4. を一つにまとめて「3. 見出し」とした。また、「見出しに使う数字やアルファベットの序列を明らかにする必要がある場合」の例示をしたあとに、「なお、これらよりさらに1ランク下の見出しを使う必要がある場合」の書き方を加えた。
- 4.「4.小見出し」に、「2段階の小見出しがある場合」の優先順位を明らかにした。
- 5.「5. 区切り線・枠線」を新設し、その用法を解説した。

【第2節 文の種類による書き方の形式】

1. 現行の前文にある、「特に自由詩で本来の詩の行が点字の1行や2行に収まらない場合」という表現を、「特に自由詩で本来の詩の1行が点字の1行に収まらない場

合」に修正した。

- 2. 「1. 詩」は、自由詩と定型詩による書き方の違いをなくした。また、「書き出し位置に差があり、さらに 2 行以上にまたがる詩」の書き方の工夫について触れ、「老いた船」の用例に 3 種類の書き方を示した。さらに、現行では「2. 短歌・俳句など」にある「詩行符」の説明を、「1. 詩」に移動した。
- 3. 「3. 脚本・対談など」では、[例3]で、情景の説明に用いる段落挿入符を一マス目から書き始め、2行目以降は3マス目から書く形に修正した。
- 4.「4. 手紙」では、「盲人用」を「点字用郵便」に修正した。

「あて名や日付、および発信人の氏名などを最初に書くのが一般的である。なお、 日付や発信人を最後に書き表しても差し支えない。」の後半を「なお、墨字の様式 に合わせて日付や発信人、およびあて名を最後に書き表してもよい。」とした。

【第3節 表や略記など】

- 1. 前文で、「数値を表す部分は数符の位置を揃えて書くことを優先するが、内容によって、位をそろえて書いてもよい。」とした。
- 2.「1. 表」では、枠線について触れるとともに、枠線の内側のレイアウト、表が2ページ以上にわたる場合の留意事項、見開きの表の書き方、表の挿入位置、などについて詳細に説明を加えた。また、該当する数字がない場合の用例、位を揃えた用例、数符を省略した用例を加えた。

【第4節 本文以外の割り付け】

- 1.「2.目次」では、「必要に応じて第1巻に2巻目以降の概略項目を記載する。」を加えたほか、「目次」と書く位置を「1行目」とだけ示した。また、「見出しとページ数との間の空白」を、②の点や⑤の点などでつなぐとし、用例も②の点と⑤の点でつないだものを記載した。
- 2. 現行の「4. ページ」を、「4. ページ付け」とした。
- 3. 現行の「5. 欄外見出し」を、「4. ページ付け」の(3)に組み入れ、「欄外見出し」の用語を用いないで記述した。また、用例の説明に使われていた「欄外見出し」も削除した。

4.「5. 索引」では、索引の掲載場所を複数示したほか、索引項目の順序、索引の巻・ページ・行を示す数字の書き方を具体的に示した。

【第5節 点訳のための配慮】

- 1.「点字化のための配慮」を「点訳のための配慮」とした。
- 2. $2章 \sim 5$ 章 4 節までの規則との対応で、特に点訳に当たって留意すべき事項を取り上げて記載した。

以上

レポート 教科書点訳とUEB

日本ライトハウス点字情報技術センター 福井 哲也

日本点字委員会は、2015年9月、「日本における英語点字の表記について」と題する告知文をホームページ等で公表。英語の教科書・試験問題等には2016年度から順次UEB(統一英語点字)を導入する一方、一般日本語文章中の英語については従来とほとんど変わらない表記とする方針を明らかにした。これを受け、2016年度から中学1~3年生用の英語の教科書、2017年度は高校1年生用の英語の教科書がUEB表記となった。

この間、新しくなった英語点字に関し、仕事の中や他施設の職員・点訳ボランティアの方々との交流をとおして気づいたことなどを、2017年度日点委総会の場で発表する機会をいただいた。本稿は、そのとき作成した資料に若干加筆したものである。

なお、ここでいう「教科書点訳」とは、もちろん英語の教科書のことである。社会科・理科・国語など英語以外の教科の教科書中に出てくる英語の語句や外国人名の英語表記などは、これまでどおり EBAE (アメリカ式英語点字) に準じた書き方をすることになっている。

【資料名略記】

『試験問題』:『試験問題の点字表記 第2版』(日本点字委員会、2007)

『エッセンシャルガイド』:『エッセンシャルガイド 統一英語点字 UEB で何が変わるか』(福井哲也著、2015)

『ベーシックマスター』:『UEB ベーシックマスター 英語点訳の基礎』(同、2016)

A. UEBと機械点訳

UEB を用いれば、コンピュータによる完全な機械点訳が実現できると期待する人がいるようだが、残念ながらそうはならない。今後人工知能が発達しても、人工知能には<u>言葉の本質的な意味を理解すること</u>ができないからである。

UEBは、機械点訳・機械墨字訳ができるだけ完全に行えるよう、曖昧さのない記号 体系をめざして開発されてきた。しかし、文意をまったく斟酌せず、単に墨字の字面 を機械的に置き換えただけの点字は、英米人にも耐えられないのだ。だからこそ、UEBにおいても、<u>言葉の意味に基づく表記規則</u>が存在する。以下はその例だが、正しい点訳のためには、これからもずっと人の手(頭)が必要なのだ。

「例]・複合語の要素をまたいで縮約を使用してはならない

hom<u>er</u>oom

Abenomics

・外国語(英語以外の言葉)には縮約を用いてはならない

the Japanese word mottain ai

・数字の直前のピリオドは、それが小数点を表すときだけ数符の後に書く

p.25

・大文字と小文字が混じった略称等は、大文字符や大文字単語符を意味のまとま りに割り込まないように付ける

B. 拡充された記号類

UEB は、原文に忠実な点訳を強要しない。

UEBには墨字に対応する多種多様な記号が定義されているが、それらを義務的に使用しなければならないわけではない。特に、英語を学習途上の中高生向け教科書においては、シンプルで読みやすい点字表記が求められる。

1. イタリック指示符

文部科学省著作(視覚特別支援学校中学部用)英語教科書では、イタリック指示符は中学3年生から導入。1・2年生では、外国語等のイタリック体の語句はコーテー

ションマーク こ~ で囲んでいる。 「例 I like *katsudon*. ケースによっては、囲み記号も付けず、書体の区別をやめる手もあるのではないか。 「例] I like katsudon. 2. 太字指示符・下線指示符など これらの書体指示符は、点訳には便利である。しかし、英語自体に不慣れな読者に は、指示符とアルファベットや縮約を選り分けながら読むのは意外と骨が折れる。文 法説明などのための太字や下線には、日本語点字の第3指示符の借用も考慮に値する。 UEB 以前から試験問題の下線部に第3指示符を用いてきたことの延長である。 [例] She **said** she **would be** a *yoga* teacher. I didn't go, either. * didn't は n't に下線が引かれているが、第3指示符を単語の途中から開 くのは無理があるので、didn't 全体を囲むこととした。やや思い切った処

また、書体指示符や囲み記号を使わない処理が有効なケースもある。

[例] Stay here and clean the house.

明確になる心配はなかろう。

理であるが、not...either の用例として提示されれば、下線の意図が不

4拍でリズムよく言いましょう。	の語を弱く軽く言うのがポイントです。
== == == == == == == == == == == == ==	

なお、UEBの太字指示符や下線指示符の使用は常に避けるべきという意味ではない。用途や使用頻度、読みごこちなどを勘案して、ケースごとに判断されたい。

3. 修飾符

フランス語由来の語のアクセント、ドイツ語由来の語のウムラウト等は、原則として修飾符で表記するが、修飾符を用いると極端に読みにくくなるために、修飾符を省略したケースもある。

[例] The Hawaiian canoe Hōkūle'a sailed to Japan.

					=====			
<u> </u>	-		•- •		== == ==		<u> </u>	
•• -	- · · · - · · · · · · · · · · · · · · ·	• •						
					<u> </u>			
							- • • • - • • • • • • • • • • • • • • •	 ••
〔脚泊	E) ====				: 原本で	はまま	と == == の	上にマ
クロン	⁄ (横棒)	が付いて	いるが、	点字では	は省略。			
				J - +	eter X 2.) from I	- 44 39	\ H - 1

* Hōkūle'a は、高校の英語の教科書に実際にあった例。この船が主題の文章で、文中に4、5回現れたため、思い切ってマクロンを省略することとし、初出ページの脚注にその旨ことわった。また、「'」はハワイ語の子音記号「オキナ」で、本当はアポストロフィ(')と形が少し異なるが、墨字においてもアポストロフィで代用することがあるようなので、アポストロフィで点訳した。

4. ダッシュとハイフンの区別

これは、ある点訳者よりいただいた質問で、『ベーシックマスター』と『エッセンシャルガイド』の次の箇所は、記述が矛盾しているのではないかとの指摘である。

『ベーシックマスター』2-7 (a) 備考:「墨字の印刷物で、ハイフンとダッシュがときに適切に使い分けられていないことがあるので、点訳の際は、見かけの長さだけでなく働きにも注意して判断する必要がある。」

『エッセンシャルガイド』 17-2 (e):「墨字でハイフンの前後にスペースがあるときは、点字でもハイフンの前後をマスあけする。EBAE では、このような場合にはダッシュで表記していたが、UEB では、使用目的より墨字との対応を重視する。」

[例] Please, take a seat. - Thank you.

] =	-	=======================================	= ==	== =	Ξ 🗌	-• •-	•- •	= ==	<u> </u>]	•-	 ┋ 🗌	 ••	
•			• <u>-</u> [] ::	••										
] =	-		• - • -	• • •	Ξ	- • ·	• - • •	- • <u>-</u>	•- []	•-	 <u>.</u>	 -•	
•	• • -	::	<u>=</u> [] ::											

『エッセンシャルガイド』では、UEBの原典(The Rules of Unified English Braille Second Edition)の内容を忠実に紹介することに努めたのに対し、『ベーシックマスター』では、備考欄で筆者の見解も交えた解説を試みたことから、このような違いとなった。UEBでは、墨字の記号をそのまま点字で表現することが可能となったが、分かりやすい点訳という観点で、例えば墨字のハイフンをダッシュで表記するような配慮を否定するものではないと考える。

C. 注記符のアステリスク

(1) アステリスク(*) は、英語点字の旧表記では語句との間をマスあけして書くことになっていたが、UEB では語句に続けて書くことができるようになった。注記符のアステリスクは、語句の後ろに続けて書くのが通例であり(続けて書いても半マスの隙間はあく)、それが墨字でも点字でも習慣に即した自然な書き方である。

[例] Show me a smaller* one, please.

			• •	-•		• •	• -		• -		-•	• •	• -	• • -	• -	• •					• -			1 • •	• -			- •	• –	
1 1	1 1			• -	1 1		-•			1 1	• -			• • -	• -	• •	-•	- •	1 1	-•	-•	• -				- •	- •) –	-•	••
ш	ш	-•	- ●	-•	ш	• -		ш	==	ш	• -	• -		• • -	• –	- •		• -	ш		• -		. L	」 ● -	• •		- •) –		-•

John Lennon ^{*1} wrote "Imagine ^{*2} " in 1971.
yogurt*3 with sliced bananas*4 and strawberries*5
ただし、「単独」の語にしか使えない縮約は、アステリスクが付くと使用できなくな
るので注意を要する。
[例] I am glad that*1 you are my best friend*2.
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
0- 🗆 0 0- 0- 0- 0- 0- 0- 0- 0- 0- 0-
(2) 日本では、注記符をあえて語句に前置する書き方も一部に見られるが、UEB
では前置すると次のようになり、煩雑で読みにくいと思われる。
[例] Show me a *smaller one, please.
* ¹ John Lennon wrote "* ² Imagine" in 1971.
*3yogurt with sliced *4bananas and *5strawberries
*数字の直後は1級モードとなるため、縮約を含む Imagine, strawberries
を書くには、その前に1級終止符号€を挿入して2級モードに戻さなけ
ればならない。

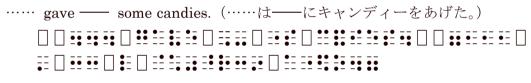
注記符と語句との間をマスあけする書き方も見られるが、注記符が何に付くか不明確になってしまう。また、段落の先頭の語句に注記符が付くと、その段落が本文では

なく注釈文に見えてしまい、特に違和感がある。

[例] Show me a *smaller one, please.
• • • • • • • • • • • •
* ¹ John Lennon wrote "* ² Imagine" in 1971.
* ³ yogurt with sliced * ⁴ bananas and * ⁵ strawberries
このような書き方は UEB の規則違反となるわけではないが、通常の英文の記号の
用法としては想定外ではなかろうか。生徒たちの中には将来海外の文献を直接読む丿
もいるだろうから、日本国内向けとはいっても、英語点字としてあまり不自然な書き
方は避けた方がよいと考える。
D. 1級記号符の用法
日本語の混じった英語の教科書・試験問題等においては、問題・選択肢等に付けられ
る記号としてのアルファベットには、 a,i,o を含め必ず 1 級記号符を付けることとな
っている。これは、日本語中で外字符を付けるのと形をそろえるためである(『試験問
題』1部2章2節3.、『ベーシックマスター』24-4(b))。
[例] a. Asia
b. Europe
☐ ☐ - * *- *
このルールは、次のようなものには及ばないと考える。
[例] A gave B some candies. (A は B にキャンディーをあげた。)

A: May I help you?
B: Yes. I like these jackets.
Q: Have you ever been to Taiwan?
Q. Have you ever been to Talwan:
A: No, I haven't.

このルールは、特に試験問題などにおいて、英語部分と日本語部分で記号の対応関係が不明確にならないようにとの趣旨で設けられたもの。よって、その適用範囲は限定的に解する(問題・選択肢等の記号としてのアルファベットにのみ適用する)のが妥当と考える。A gave B . . . の例でも、英語中のA $\Xi = 0$ と日本語中のA $\Xi = 0$ では形が異なることとなるが、



日本で UEB を導入して1年余。英語を読む点字使用者、英語点字の指導や英語の 点訳に携わる人たちは、大きな変革を経験することになった。私たちは、UEB を正 しく学ぶとともに、様々な使用場面での課題を共有し、よりよい点字表記のあり方を 今後も研究していきたいと思う。

ベトナムの点字と視覚障害者について

グエン・ティー・スイェン

【去る4月22日(土)、日本点字普及協会2017年度通常総会の議事終了後に行われた公開講座「留学生が語る、各国の点字事情」で、ベトナム、キルギス、ミャンマーの3人の留学生の講演がありました。その中で、ベトナムの留学生グエン・ティー・スイェン(Nguyen Thi Xuyen)さん(筑波技術大学2年生)が、講演用に書いた原稿を、ご本人の了解を得てご紹介します。】

●ベトナムの文字

ベトナム語の文字は、ほぼ「ポルトガル語のアルファベット」および「ギリシア語の発音区別符号」から作成されているローマ字で、現在ベトナムで使用されています。ベトナムのアルファベットは 29 文字があり (A Å Â B C D Ð E Ê G H I K L M N O Ô O P Q R S T U U V X Y)、F J W Z の 4 字を使用していません。ベトナム語は 6 種の声調 (A À Á Å A) を持つ言葉です。

●ベトナムの点字

1898 (明治 31) 年、点字はベトナム系の視覚障害者 Nguyen Van Chi さんによってフランスからベトナムの南部に伝えられました。また、1943 (昭和 18) 年、南部の視覚障害者の Nguyen Chi Thien さんがボランティアとして北部に行き、視覚障害者に点字を教えました。

●ベトナムの視覚障害者

ベトナムの視覚障害者の数は正確に把握されていません。ベトナム盲人協会 (VBA) によると、全国の視覚障害者の数は約 100 万人です。しかし、中央眼科病院によれば、ベトナムの視覚障害者の数は約 200 万人です。

●視覚障害者の教育

視覚障害教育は、ほかの障害種と同様にインクルーシブ教育、セミインクルーシブ

教育、特別教育の三つの方法で推進されています。「インクルーシブ教育は障害者にとって主要な教育方法である」という障害者法(2010年公布)による規定があるので、特別支援学校に在籍する視覚障害児の数は減少傾向にあります。現在、全国で視覚障害者のための特別支援学校の数また在籍している児童生徒は正確に把握されていません。インクルーシブ教育を推進するためには、地方盲人協会の訓練センターなどが大きな役割を果たしています。視覚障害を持つ児童は、これらのセンターや施設で6ヵ月から1年間、点字などを勉強し、それから地元の普通校に通いながら施設で生活し、補習授業も受けます。

また、上記の学校や施設で点字や自立訓練を受けながら自宅から普通校に通う場合もあります。インクルーシブ教育の推進により、視覚障害者の教育機会が増えてきましたが、実際には教育を受けていないか、中途で学校を辞める視覚障害者が非常に多いのが現状です。

現在、点字を使っているベトナムの視覚障害者の数は正確に把握されていません。 しかし、ベトナム盲人協会(VBA)によると、2008(平成20)年から2012(平成24)年 まで毎年1200人ほどの視覚障害者に点字を教えました。

ベトナムにおいて、点字本や教科書を発行する出版社がまだありません。そのかわり、ハノイまたホーチミン市のグイェン・ヂン・チイェウ盲学校およびベトナム盲人協会が出版しています。現在、小・中・高等部の基礎的な科目(母国語・英語・数学・物理学・化学・生物学・歴史学・地理学)の教科書が出版されているが、それは限られた数なので、十分ではありません。また、以前はこの3箇所の間に、数学・物理学・化学の記号(sine や cosine など)が同一ではないので、お互いの教科書が使えないことがありました。

●視覚障害者の職業

ベトナムの視覚障害者の職業にはマッサージ、手工芸、農業、畜産、コンピュータ、音楽等があります。最近、マッサージは視覚障害者の経済的自立に適した職業との認識が広がり、その教育・普及が推進されています。多くの盲人協会やNPOなどは視覚障害者のためのマッサージコースを設けていますが、ほとんどは1ヵ月から3ヵ月間の短期コースで、教材などが整っていないうえに文字の読み書きができない生徒もいて、医学的な知識を身につけることが困難で技術しか学べないまま終了した人がいました。コースを修了した後に按摩の店舗を開いたり他の店に就職したりした人は多

くいましたが、そのような教育事情があってか、経営に失敗したり仕事を途中で止め たりする人は少なくなかったです。

●障害者手当

ベトナムの障害者に対する手当は月額 18 万ドンから 70 万ドン (約 $900 \sim 3,500$ 円) です。対象は重度障害者と最重度障害者で、手当の受給者は全国で約 896,000 人 (2015 年時点) です。

なお、同年におけるベトナム人一人当たりの平均月収は 380 万ドン (約 19,000 円) で、これはベトナム人にとって最低限の生活に必要な金額です。

【参考資料】ベトナム語点字のアルファベット一覧表

Al	phabet: Vi	etnamese						
а	(1)	• :	i	(24)	••	s	(234)	••
ă	(345)	· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	k	(13)	• :	t	(2345)	• •
â	(16)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1	(123)	• :	u	(136)	• •
b	(12)	•:	m	(134)	••	u	(1256)	• •
С	(14)	• • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	n	(1345)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	V	(1236)	•
d	(1356)	• •	0	(135)	••••••	x	(1346)	••
đ	(145)	••	ô	(1456)	• • • •	у	(13456)	• •
е	(15)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	O,	(246)	• •	f	(124)	••
ê	(126)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	р	(1234)	••	j	(245)	• •
g	(1245)	••	q	(12345)	••	w	(2456)	• •
h	(125)	••	r	(1235)	• •	z	(6, 1356)	· · • · · · · · · · · · · · · · · · · ·

出典 World Braille Usage Third Edition, 2013, Perkins ほか

日本点字委員会第53回総会並びに研究協議会報告

2017年6月3日(土)~4日(日)、日本ライトハウス情報文化センターにおいて2017年度日本点字委員会研究協議会並びに第53回総会が行われた。委員22名、事務局員4名、会友6名、オブザーバー等30名、計62名の出席があった。

委員の交替

盲教育界代表委員の坂井仁美氏、首藤浩氏の辞任により空席になっていたが、馬場洋子氏(神戸市立盲学校)、溝上弥生氏(愛知県立名古屋盲学校)が選出された。ともに2016年9月より。3月に井上智子氏(岡山県立岡山盲学校)が盲学校から異動になり空席となったが、安川和子氏(香川県立盲学校)が選出された。盲人社会福祉界代表委員の小川真美子氏は、3月に名古屋ライトハウス名古屋盲人情報文化センターを退職されたが、点字出版部会長より、継続して委員をお願いする旨の連絡をいただいた。全国盲学校長会からの学識経験委員、清水隆宏氏(横浜市立盲特別支援学校校長)が退職され、和内正也(わうち・まさや)氏(同)が後任に内定した。

総会

- (1)「日本点字表記法」改訂版編集委員会より、下記の報告が行われた。
- ①委員が追加された。②前回総会報告以後、3回の編集委員会、4回の作業部会を開催した。③今後のスケジュール。2017年11月1日頃、「表記法」改訂原案を公表し、広く意見を募る。2018年2月末日、意見を締め切り、2018年度の総会を経て、2018年度内に「表記法」の発行を目指す。
- (2) 会則の一部を変更した。

第11条 [総会]。①《委員の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し》と、総会成立に委任状を含める。②《年度の途中で総会に諮るべき重要案件が発生したにも関わらず、諸般の事情で総会を開催することが困難な場合に限り…書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、総会で決定したものとみなす》を追加する。「委任状」に関する規定を細則に加えるにあたり、細則を整理した。

(3) 点字科学記号専門委員会の解散と新専門委員会の設置を承認した。

内容:①「点字科学記号専門委員会」は一定の役割を終えたものと判断し、委員

会を解散する。②「数学・理科・情報処理用点字記号専門委員会」(仮称)を設置 し、「情報・数学」および「理科」の二つの部会を置く。

(4) 日点委販売墨字図書の電子書籍版発行について承認した。

使用者にとっての活用のしやすさ、事務局にとっての事務負担軽減を目的として、 日本点字委員会発行墨字図書の電子書籍版発行を試行的に実施する。

研究協議

(1)「表記法編集委員会中間報告2」について

第2章~第5章について、各章の主な変更点、および各章(案)に基づいて、報告と意見交換が行われた。第2章については、およその数の書き方、特殊音の使用などについて意見があった。第3章については、表記に一定の幅が存在することを考慮することが明記されていないのでは、漢語・和語の区別なく切れ続きを扱う、という考えはないのか、などの意見があった。第4章については、スラッシュ、中点、カッコの用法、年月日の書き方などについて意見があった。第5章については、見出しの書き方、見出しに使う数字の書き方、点訳挿入符の使い方、手紙における宛名の書き方などについて意見があった。

(2) 渡辺昭一委員より「日本語文中におけるアルファベットの書き表し方について の提案 (近畿点字研究会)」に基づいて提案が行われた。

提案:①第2章第3節13. アルファベットで書き表された語句や文 外国語の語句や文を日本語文中に書く場合には、原則として、アルファベットの前後ろを外国語引用符で囲んで書き表す。(以下は修正なし)。 ②13. の【注意3】は削除する。

- (3) 木塚泰弘委員より、「第3章 提案(木塚泰弘)」に基づいて提案が行われた。 学校文法が数十年も続けられた現在としては、橋本進吉博士の「文節」概念を文 の単位として位置づけ、その理論の裏付けの下に、「分かち書き」などを考えるの が順当である。しかし点字読者にわかりやすい体系と表現を行うことが必要である。
- (4)福井哲也委員より「レポート 教科書点訳とUEB」に基づいて発表が行われた。 日本において英語の教科書等にUEBが導入されて以来、仕事の中や他施設の職員・点訳ボランティアとの交流を通して気づいたことなどが報告された。

数学・理科・情報処理用点字記号専門委員会の設置について

第53回総会での承認を受けて、本年度から「数学・理科・情報処理用点字記号専門委員会」の活動が始まりました。9月の拡大事務局会議において、日点委担当委員から6名の外部委員が推薦され、会長により承認されました。

今回提案・了承された委員のお名前と所属は、以下の通りです。 (名前の前に、★の付いているかたが、外部委員の氏名です)

(1) 数学・情報部会

- ★内田智也氏(筑波大学附属視覚特別支援学校 中·高等部数学科教諭)
- ★長岡英司氏(日本点字図書館館長)
- ★山賀信行氏(スラッシュ副代表) 白井 康晴(日点委委員、東京点字出版所) 加藤 俊和(日点委委員、元京都ライトハウス情報ステーション所長)

(2) 理科部会

- ★浦野 盛光氏 (川崎市視覚障害者情報文化センター)
- ★鳥山 由子氏(元筑波大学教授) 福井 哲也(日点委委員、日本ライトハウス点字情報技術センター所長) 加藤 俊和(日点委委員、元京都ライトハウス情報ステーション所長)

-	30	-

日本点字委員会会則

第1章 総則

- 第1条「名称」 この会は、日本点字委員会(以下、「本会」という)と称する。
- 第2条[目的] 本会は、盲教育界・盲人社会福祉界など視覚障害者関係各界の総意に基づき、日本における点字表記法の唯一の決定機関として、広く各界の研究成果 を積み上げ、未来への展望のもとに権威ある決定を行い、その普及・徹底を図ることを目的とする。
- 第3条「事業」 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 点字表記法の決定と修正
 - (2) 点字表記法の普及と徹底
 - (3) 各地域関係各界における点字研究機関の育成と指導
 - (4) 内外関係諸団体に対する連絡と交渉
 - (5) 会誌の編集と発行
 - (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 組織

- 第5条「選出」 本会の委員及び事務局員の選出は、次のとおりとする。
 - (1) 盲教育界代表委員は、全日本盲学校教育研究会において推薦された者とする。
 - (2) 盲人社会福祉界代表委員は、日本盲人社会福祉施設協議会において推薦された者とする。
 - (3) 学識経験委員は、点字研究者・国語研究者及び視覚障害関係機関に所属する者の中から両界代表委員協議会が選出した者とする。
 - (4) 事務局員は、本会の趣旨に賛同する者の中から、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 役員及び会計監査委員

第6条[役員] 本会に、会長1名、副会長1ないし2名、事務局長1名の役員を置

- く。役員は、総会において委員の互選によって選出する。
- 第7条[会計監査委員] 本会に、会計監査委員2名を置く。会計監査委員は、総会において選出し、役員を兼務しないものとする。
- 第8条「任務」 本会の役員及び会計監査委員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。
 - (3) 事務局長は、本会の事務を処理する。
 - (4) 会計監査委員は、本会の会計を監査する。
- 第9条[任期] 本会の委員、事務局員、役員及び会計監査委員の任期は、いずれも 4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員補充のため、または増員によって就任した者の任期は、前任者または現任者 の残任期間とする。
- 3 役員及び会計監査委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任する まではその職務を行わなければならない。

第4章 会議

- 第10条 [会議] 本会の会議は、総会、両界代表委員協議会、専門委員会、地域委員会、事務局会とする。
- 第11条 [総会] 総会は、本会唯一の決定機関で、会長が招集して年1回以上開催する。委員の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、その決定は、出席委員の4分の3以上の同意をもって有効とする。
- 2 年度の途中で総会に諮るべき重要案件が発生したにも関わらず、諸般の事情で総会を開催することが困難な場合に限り、委員の4分の3以上が、書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、総会で決定したものとみなす。
- 第12条 [両界代表委員協議会] 両界代表委員協議会は、盲教育界代表委員及び盲人 社会福祉界代表委員で構成し、学識経験委員の選任を行う。
- 第13条 [専門委員会] 本会は、数学記号・理科記号・楽譜及び外国語の表記など専門分野の問題を審議するため、総会において担当委員を選出するとともに、若干名の専門委員を推薦・委嘱し、専門委員会を構成することができる。
- 2 専門委員会は、総会から付託された事項の審議を行い、総会に答申する。
- 3 専門委員会委員の任期は、委託事項の決定及び公表をもって、委託事項が終了す

るときまでとする。

- 第14条 [地域委員会] 本会は、点字表記法の研究と普及を図るため、総会において 担当委員を選出し、地域活動を促進することができる。
- 第15条 [事務局会] 本会は、事務処理、会誌編集、その他必要な場合、事務局会を 開くことができる。

第5章 事務局及び事務

- 第16条 [事務局] 本会の事務局は、事務局長及び事務局員などによって構成し、次の事務を担当する。
 - (1) 委員名簿及び関係先住所録の常備
 - (2) 諸会議の記録及び記録簿の管理
 - (3) 会計及び会計書類の作成・管理
 - (4) 会誌の編集及び発行
 - (5) 諸連絡通知の事務
 - (6) その他関係事務

第17条「会計」 本会の経費は、補助金・寄付金などをもって、これに充てる。

第18条「年度」 本会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 付則

第19条 [顧問と会友] 本会に顧問と会友を置くことができる。

第20条 [会則の変更] 本会の会則は、委員の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第21条「細則」 本会は、必要な場合、細則を定めることがある。

第22条「施行」 本会の会則は、昭和41年7月24日から実施する。

(昭和53年4月2日一部変更)

(昭和57年8月30日一部変更)

(平成2年11月2日一部変更)

(平成21年6月6日一部変更)

(平成29年6月4日一部変更)

日本点字委員会細則

日本点字委員会会則第21条に基づいて、次のとおり細則を定める。

- 第1条「顧問」 本会則第19条に基づき、会長経験者を顧問に選任する。
- 2 顧問は、本会の事業並びに運営に関して、会長の相談に応ずる。
- 第2条[会友] 本会則第19条に基づき、退任した委員を、本人の同意を得て、会友に選任する。
- 2 会友は、点字表記法の普及など、本会の事業の支援に当たる。
- 第3条[委任状] 本会則第11条に規定する委任状は、所定の様式に、委員本人の署名、あるいは記名・押印をもって有効とする。
- 2 前項のほか、委員本人と確認できるアドレスによるメールでの委任状提出も有効 とする。
- 3. 第2項のメールによる委任状提出の場合は、押印を必要としない。
- 第4条 [施行] 本細則は、平成2年11月2日から実施する。 本細則は、平成29年6月4日から改正施行する。

編集後記

「日本の点字」第42号をお届けいたします。

日本点字委員会では、このたび『日本点字表記法』改訂版を発行することになりました。その原稿案が出来上がり、現在皆様のご意見を公募しているところです。この 2月末日までにご意見をお寄せくださいますよう、よろしくご協力ください。

本号にも何編かの力作をいただき、掲載することができました。

巻頭言「点字と私」大澤剛さん。視覚障害者支援センターに勤めておられる体験から、視覚障害者自身にもっと点字の正しい規則を知ってほしい、最新の情報にふれてほしいという大澤さんの熱意、願いを感じさせられます。

「レポート 教科書点訳と UEB」福井哲也さん。日本で UEB(統一英語点字)を 導入して1年余が経ちました。英語を読む点字使用者、英語点字の指導や英語の点訳 に携わる人たちは、大きな変革を経験していることでしょう。その中で、具体例をあ げて、その課題を考察しています。これからの活動に役立つ一文です。

「ベトナムの点字と視覚障害者について」グエン・ティー・スイェンさん。"World Braille Usage Third Edition" (Perkins et al.、2013) http://www.perkins.org/international/world-braille-usage/には142カ国、133言語が収録されています。ベトナム語の点字もその一つです。ベトナムの視覚障害者の状況と点字の事情を学ぶことができました。ブライユ点字は英語、イタリア語のようなアルファベットを使う言語と、アラビア語、日本語のように、アルファベットを使わない言語との両方に用いられていますが、ベトナム語は前者のようです。日本と海外の視覚障害者の交流がさらに深まるとよいと思います。

本号に「日本点字委員会会則」を掲載しました。第53回日点委総会において会則の 一部が改訂されたのを機会に、新しい会則の全文を掲げます。

点字についての話題として、最近、点字やルイ・ブライユについて子供向けの本が いくつか出ているようです。下記のようなものが目にとまりました。

『ルイ・ブライユ』(コミック版 世界の伝記) 絵・迎夏生、監修・金子 昭、ポプラ社、2015年12月発行、950円+税。100ページが漫画、20ページが解説となっています。協力者として、日本点字委員会と日本点字図書館が挙げられています。点字

の普及については、アルファベット圏への普及と、それ以外の文字を使用している国 への普及を分けて説明しています。

『ルイ・ブライユと点字をつくった人びと』(調べる学習百科) 監修・高橋昌色、編集・こどもくらぶ、岩崎書店、2016年7月発行。3,600円+税。ルイ・ブライユとはどういう人なのか、いつ点字を考案したのか、どうやって点字が広がっていったのか、日本の点字はブライユの点字とどう関係しているのか、について紹介しています。日点から、一部の写真を提供しました。参考文献として日点委の『ルイ・ブライユの生涯 天才の手法』が掲載されています。

『ルイ・ブライユ―点字を発明した19世紀のフランス人』(学習まんが人物館) まんが・新井隆広、ストーリー協力・広瀬浩二郎、監修・大内進、小学館、2016年8 月発行、950円+税。ブライユのドラマチックな生涯を描きながら、写真と解説記事 によって紹介しています。

『感動がいっぱい!勇気の伝記』(キラかわ★ガール) ナツメ社、2016年12月発行、880円+税。ダイアナ、ジャンヌ・ダルク、アメリア・イヤハート、ルイ・ブライユ、エリザベス・ブラックウェルー世界で活躍した5人の偉人の伝記を、マンガと読み物で紹介しています。日点委の『ルイ・ブライユの生涯 天才の手法』が参考文献に挙げられています。

『小学館ジュニア文庫 ルイ・ブライユ 暗闇に光を灯した十五歳の点字発明者』 著者・山本徳造、監修・広瀬浩二郎、イラスト・松浦麻衣、小学館、2017年3月発行、 680円+税。世界中の人からその功績がたたえられているブライユの生涯を伝える一冊です。

『もっと知ろう! 点字 一点字の読み方から、歴史、最新技術まで』 監修・日本点字図書館、2017年4月発行、2,200円+税。点字について、いろいろな方向から楽しく調べられる本。点字の読み方と決まり、ブライユに始まる点字の歴史、点字を書くための道具、日常の中での点字の活躍などを紹介します。

『6この点 点字を発明したルイ・ブライユのおはなし』 文・ジェン・ブライアント、絵・ボリス・クリコフ、訳・日当陽子、岩崎書店、2017年8月発行、1,700円+税。若き点字の発明家、ルイ・ブライユの物語絵本です。

―― それぞれに特色のある本だと思いますので、点字の普及に用いられるとよい と思います。 (金子昭)

-	37	-

日 本 の 点 字 第42号

2018年2月28日発行

発 行 日本点字委員会

〒169-8586 東京都新宿区高田馬場1-23-4

日本点字図書館内

電話 (03)3209-0671

FAX (03)3209-0672

振替口座 00100-1-42820

ホームページ http://www.braille.jp/